

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、金融機関から茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資（新型コロナウイルス感染症対応資金枠に限る。以下「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者であること。
- (2) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、同条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者に該当する個人事業主であること。
- (3) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、前号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者であること。

(交付対象経費)

第3条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年1月1日から12月31日までの期間につき受給資格者が金融機関に対し支払った約定利子（遅延損害金を除く。）の全額とする。ただし、当該制度融資の融資限度額を補給対象限度額とする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、受給資格者が当該制度融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、申請者に補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、補給金の額と委任状及び振替承諾書を取りまとめて、交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 受取利子証明（明細）書
- (2) 委任状及び振替承諾書（様式第2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 2回目以降の交付申請においては、前項第2号の書類は省略することができる。

3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(電子申請等)

第7条 受任者は前条第1項及び第2項の規定に基づく交付の申請については、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 受任者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他個人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定について、申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、第6条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第3号）及び補給金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第9条 知事は、前条の補給金の交付決定の通知後、速やかに受任者へ補給金を交付する。

2 受任者は前項の支払いを受けた後、速やかに申請者の指定口座に対して補給金を交付するとともに、その旨を申請者に通知する。

(変更の届出)

第10条 申請者は、その住所又は氏名その他受任者に提出した書類等に記載した内容に変更があったときは、速やかに、内容変更届出書（様式第4号）により、受任者にその旨を届け出なければならない。

2 受任者は、前項に基づく届出を受けたときは、速やかに知事に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第11条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 当該制度融資を貸付の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により当該制度融資を受けたとき
- (3) 当該制度融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補給金の交付を受けたとき
- (5) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

(書類の保存)

第12条 受任者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和2年10月6日から施行し、令和2年5月1日以降になされた融資について適用する。

(経過措置)

- 2 1回目の交付申請については、第3条中「毎年1月1日から12月31日まで」とあるのは「令和2年5月1日から同年9月30日まで」と読み替えるものとする。
- 3 2回目の交付申請については、第3条中「毎年1月1日から12月31日まで」とあるのは「令和2年10月1日から同年12月31日まで」と読み替えるものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日
番 号

茨城県知事 殿

(申請者(受任者))

所在地:

金融機関名:

代表者氏名:

印

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項第6条第1項の規定に基づき、補給金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 件
_____ 円

2 添付資料

・受取利子証明(明細)書(別紙)

振込口座	銀行 _____ 本店 _____ 支店
口座名義 (カナ)	
口座番号	普通・当座・その他 ()

(様式第2号)

委任状及び振替承諾書

当社（私）は、（金融機関所在地）

（金融機関名）

（取扱店名）

（代表者氏名）

を代理人と定め、茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項第5条第1項の規定に基づき、補給金の交付申請に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件補給金を交付するにあたり、茨城県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が当社（私）の茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資（新型コロナウイルス感染症対応資金枠）の返済用口座へ振り替えることを承諾します。

併せて、同口座への振替^{※1}をもって交付決定の通知を受けたとみなすことに同意します。

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

企業等名称^{※2}

代表者氏名

印

連絡先

※1 「返済用」口座という名称については、金融機関の取り扱いや貸付形態に応じて適宜修正して使用することができます。

※2 個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。

(様式第3号)

令和 年 月 日
番 号

(受任者)

所在地:

金融機関名:

代表者氏名: 殿

茨城県知事

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付決定通知書

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項第8条の規定に基づき、利子補給金の交付を決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円
件 _____

2 添付資料

・新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付決定額一覧表

(様式第4号)

内容変更届出書

令和 年 月 日

(受任者)

金融機関名：

代表者氏名： 殿

(申請者)

住所又は所在地	
氏名又は名称 代表者印 (法人にあっては商号及び代表者の氏名)	
電話番号	

茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金について、申請内容に変更があったので、届け出ます。

1 変更事由	<input type="checkbox"/> 商号等（商号，法人の代表者，個人事業主の場合の氏名） <input type="checkbox"/> 住所・所在地 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
2 変更年月日	年 月 日	
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 変更の理由		